

暮らしの情報

安芸高田市 ☎42-2111(代)
〈FAX〉

総務部・企画振興部……42-4376
市民部……42-2130
福祉保健部……42-2130
産業振興部……42-1003
建設部……47-1206
教育委員会……42-4396
議会事務局……47-0250
消防本部・消防署……47-1191

八千代支所……☎52-2111
美土里支所……☎54-0311
高宮支所……☎57-0311
甲田支所……☎45-4111
向原支所……☎46-3111

催し

子育て支援講演会の開催

安芸高田地区更生保護女性会
下土居 初子
☎43-11533

子育て支援をテーマに講演会を開催します。

小さなお子様のおられる保護者の方などは是非ご来場ください。お子様連れでの参加もお待ちしております。
※託児所をご利用いただけます
日時3月5日(日)
13時30分～15時30分

会場 吉田人権会館
演題 「心豊かな子どもの育成のために」 パート2
講師 大阪教育大学名誉教授
藤永芳純さん

朗読発表
【社会を明るくする運動・作文優秀賞】
甲田中学校 信木柊哉さん

第11回郡山桜まつり開催

吉田地区地域振興会事務局 隅田克良
☎090-1354-3061

日時4月2日(日) 11時～15時
場所 郡山公園

3月は市内5町で文化祭開催

生涯学習課 ☎42-0054
3月に各町民文化祭が次のとおり開催されます。舞踊・合唱・フラダンスなど、幅広い分野で熱演が繰り広げられます。

また、当日はバザーなどもありますので、みなさんお誘い合わせの上、是非お越しください。



町	場所	日にち	お問合せ ☎お太助
吉田	第43回吉田町民文化祭 (於:クリスタルアーゾ)	作品展示 3/4(土)・5(日)	42-2411
		舞台発表 3/5(日)	
八千代	八千代の文化祭 (於:八千代文化施設フォルテ)	作品展示 3/5(日) 舞台発表	52-2323
高宮	第34回高宮町民文化祭 (於:高宮田園パラッツオ)	作品展示 3/12(日)～19(日)	57-1803
		舞台発表 3/12(日)	
甲田	第16回甲田町民文化祭 (於:甲田文化センターミュージズ)	作品展示 3/17(金)～19(日) 舞台発表 3/26(日)	45-4311
向原	第4回向原町民文化祭 (於:向原生涯学習センターみらい)	舞台発表 3/12(日)	46-3121

※美土里町は平成28年11月20日に開催しました。

お知らせ

障害児福祉手当と特別障害者手当の支給制度があります

社会福祉課
☎42-56615

重度の障害のため、日常生活において常時介護が必要な在宅の方に、その障害のため必要になる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する制度があります。障害の程度、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。

談ください。

【障害児福祉手当】

対象20歳未満の在宅の障害児で日常生活において常時の介護を必要とする方
支給額月額14,600円
(平成29年1月現在)

【特別障害者手当】

対象20歳以上の在宅の障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする方
支給額月額26,830円
(平成29年1月現在)

●支給月

5月・8月・11月・2月
(前月分までの3か月分を支給)

住所・氏名を変更される際には

「マイナンバーカード」「通知カード」「住民基本台帳カード」をお持ちください
総合窓口課
☎42-56616

転入・転居等で住所を変更される際や、婚姻・離婚等で氏名を変更される際には、「通知カード」または「マイナンバーカード」をお持ちください。カード券面に新住所や新氏名を記載する必要があります。

また、「住民基本台帳カード」も、通知カード・マイナンバーカードと同様に追記記載欄に変更内容を記載しますので、お持ちください。
通知カードは、追記記載欄に新住

所等の記載を行いますので、ラミネート加工等はせず、そのままお持ちください。

※転入・転居等の異動届を本人または本人が属する世帯の世帯員の方が代理で手続きをされる場合は、異動される方全員のマイナンバーカードまたは通知カード、住民基本台帳カードをお持ちください。

(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、窓口で暗証番号の入力が必要になりますので、暗証番号をご確認の上、お越しください)
※カードを紛失された場合は、ご相談ください

退職後の国民年金手続き

三次年金事務所
☎0824-62-3107

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入することになります。しかし、それ以外の60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要となります。また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、同様に国民年金の手続きが必要となります。

この手続きをしないと、年金額が減る場合や年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要

な手続きを行ってください。

【手続きの方法】

○国民年金の第1号被保険者となる場合
退職後、厚生年金保険の適用事業所に再就職されなければ、60歳未満の方は国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、退職日の翌日から14日以内に離職票等、退職したことが分かるものと年金手帳等基礎年金番号がわかるものをお持ちのうえ、年金事務所または、お近くの市役所本庁・各支所で手続きをしてください。
○国民年金の第3号被保険者となる場合
退職後に厚生年金保険に加入されている被保険者の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者になります。

この場合には、被扶養者に該当した日から14日以内に配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所(健康保険組合の場合は組合)経由で、非課税証明などの収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付のうえ、届書の提出が必要です。

なお、年金手帳等は事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば、添付を省略することができますが、氏名変更を伴う場合は省略することがで

募集

市営住宅の入居を募集します

住宅政策課
☎47-1202

【公営住宅】所得制限(上限)あり
■尾原住宅(向原町坂)
広さ…3DK 戸数…1戸

【高宮若者定住住宅】入居条件あり
■来原住宅(高宮町原田)
広さ…4LDK 戸数…1戸

※制限項目や立地条件などは、事前にお問い合わせください。
※申し込みを希望される方は、申込書等を住宅政策課で用意しておりますので、お問い合わせください。

申し込み期間
3月6日(月)～21日(火)17時(必着)
お問い合わせ・申し込み先
建設部住宅政策課 ☎47-1202